

地方独立行政法人山梨県立病院機構 第4回理事会 議事録

1 日 時 平成27年3月18日(木) 午後4時～午後6時00分

2 場 所 県立中央病院 2階 理事長室

3 出席者 理事長 小俣政男

理 事 土屋幸治、藤井康男、篠原道雄

監 事 早川正秋、加藤隆博

(欠席者 なし)

(出席者 理事長・理事 計4名。今理事会は定足数を満たし成立した。)

4 会議次第

(1) 理事長あいさつ

(2) 議 事

① 平成26年度 年度計画変更(案)

○事務局 —平成26年度 年度計画の変更(案)について—

(資料1)

平成26年度計画の施設設備等の整備の実施は、予定額を7億6,000万円と設定していたが、中央病院のリニアック棟の整備、北病院の施設、設備の整備等により総額7億9,400万円が必要となり、設定額を上回る見込みである。

このことから、平成26年度計画の「第6 その他業務運営に関する重要事項5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項(1)施設及び設備に関する計画」の総額を変更し、それに伴う予算、収支計画及び資金計画の変更をお願いするものである。

なお、平成26年度計画の施設及び設備に関する計画の総額が7億9,400万円と変更となったとしても、第1期中期計画における施設及び設備に関する計画額73億4,900万円を変更後の執行見込み額68億7,600万円は上回らないことから、中期計画本体の変更は必要ない。

次に、追加実施する事業の内、駐車場の整備について説明する。

現在、中央病院においては、1日平均約1,100人の外来患者に対して、一般駐車場の駐車台数が513台、職員駐車場の駐車定期券の交付を受けている職員758人に対し、職員駐車場の駐車台数が506台と、慢性的な駐車場不足が続いていることから、JR中央線南側に用地取得を進め、職員駐車場として整備を

進めるものである。

取得予定の駐車場面積は4,055平方メートル、駐車台数は132台を予定しており、立体駐車場の一部が職員駐車場となっていることから、一般駐車場の駐車台数不足の緩和にもつながるものと期待している。

次にeラーニングシステムの整備であるが、これはコンピューターシステムを活用して、Q&Aによる研修や資料をいつでも閲覧できる環境の整備を進め、人材教育を行おうとするものである。これを、医師等を対象に診療報酬制度に関する理解が深まる内容のQ&A形式を予定している。

次に電子カルテの改修であるが、来年度、総合診療科・感染症科を新設することに伴い、診療科情報の追加など、電子カルテシステムをはじめとする医療情報システムに対し、必要な見直しを実施するものである。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

② 平成27年度 年度計画（案）

○事務局 —平成27年度 年度計画について—

（資料2、3、4）

平成27年度計画（案）の内、新たに行う事業を重点に説明させていただく。

まず、救命救急医療としては、3次救急医療を担う、救命救急センターでの救命救急医療の提供やドクターヘリ、ドクターカーの運用により、早期の初期治療や、医療機関への搬送時間の短縮など、迅速かつ高度な救命救急医療を提供していく。

また、総合診療・感染症センターを新設し、臓器や診療科の特定が困難な症例等、複数科にまたがる症例への対応を、患者の重症度や、緊急性に応じ柔軟に対応する体制を整備していく。

次に、がん医療については、がんセンター局にがんセンターと緩和ケアセンターを統括部として位置付け、がんセンターに化学療法科、放射線治療科、ゲノム解析センター及びがん相談支援センターを配置し、別に緩和ケアセンターを配置することとし、がんの包括的診療体制の強化、充実が図れる体制として整備していく。

また、引き続きゲノム解析、遺伝カウンセリングの実施や、緩和ケア診療の充実を図るとともに、現在建設中の放射線治療設備（リニアック）を活用し、手術、化学療法および放射線治療を効果的に組み合わせて治療を行う集学的な治療を推進していくこととしている。

また、がん相談支援センターを中心とした治療に伴う精神的ケアの支援や、がんセミナーの開催といった、県民への情報提供等のソフト事業にも積極的に取り組んでいく。

次に質の高い医療の提供についてであるが、医療従事者の育成、確保および定着に関して、医師の業務負担の軽減を図るため、医師事務補助者を増員することとし、医療文書の作成や、診療データの整備など、医師の業務の負担を軽減し、医師が治療に専念することを目指していく。

また、高度で専門的な医療を継続して提供していくために、教育研修センターを新設し、医師や看護師等、医療従事者などへの研修を実施し、医療の質の維持、向上を図ることとする。

次に、看護体制については、採用試験の複数回実施や、中途採用などの多様な採用方法の導入により、必要な看護師の確保を図るとともに、適切な人事管理や、業務改善を行い、7対1看護体制を継続していく。

次に、県民に信頼される医療の提供についてであるが、県立中央病院においては、平成26年度より再来受付機および診察待ち表示システムの導入、自動精算機の増設などにより、患者の待ち時間の短縮に向けた取り組みを行っている。

次に、業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するため、取るべき措置について説明させていただく。

まず、材料費の適正化について、医薬品や診療材料などの購入には、費用の適正化を図るため、材料の新規採用にあたり、院内の関係者で構成される院内委員会が、効能、効果などの必要性和コストを比較し、適正な採否を行っているが、消費税の8%の影響等、より一層費用の適正化が求められており、年度計画にその点を明確にした。

医薬品については、これまでも後発医薬品への切り替えを行っているが、本年1月末現在、後発医薬品の使用割合は数量ベースで71.5%であり、引き続き、後発医薬品への使用の切り替えを促進していく。

働きやすい職場環境の整備については、職員の感想や意見をより適格に把握するため、職員満足度調査を継続し、働きやすい職場環境の実施に向けて取り組んでいく。

また、医療従事者の離職要因の1つである、仕事と家庭の両立が難しいといった原因を改善するため、職員の子どもが病気の時等、院内の施設で1次的に預かる病児・病後児保育の実施に向けた検討を進めている。

次に予算収支計画、資金計画について説明させていただく。

経常収支は収入が229億7,800万円、支出が222億600万円で、経常利益は7億7,200万円を予定している。

収支の内容について、入院収益は平成26年度決算見込みに対し、400万円減の123億9,100万円を見込んでいるが、これは、中央病院においては、患者数の増に伴い3,300万円の増を見込んだものの、北病院において、患者数の減に伴い3,700万円の減を見込んだことによるものである。

また、外来収益は平成26年度決算見込みに対しまして、3億1,200万円増の58億円を見込んでいる。これは、中央病院において総合診療科の開設による患者数の増のほか、化学療法科の患者数増に伴い、単価が増加すると見込んだことによるものである。

次に、支出の内容について、給与費は全体で92億9,600万円と、平成26年度決算見込みに比べ1,800万円の増であるが、これは中央病院の正規職員と臨時職員の採用数の増加が主な要因である。

しかし、中央病院の医業収益に占める給与費の比率は46.9%と同規模病院の平均49.7%を下回っており、許容の範囲と認識している。

また、北病院の給与費の比率も75.6%と全国の精神病院の平均101.9%と比較すると、まさに健全な数値であると言える。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

③ 規程改正（案）

○事務局 —組織規程の一部改正について—

（資料6）

中央病院の各組織について、局、統括部、科を再編し、それぞれの長を局長、統括部長、部長と配置することとした。

次に、中央病院の再編等に伴う組織規定改正について説明する。

近年、病院にとって医療事故や感染症への対応は、重要な課題となっているため、事故への対策や、発生時の迅速な対応をとる為、医療安全感染対策局内に、医療安全管理室と、感染対策室を新たに設置することとした。

また、高度で専門的な医療を継続して提供していくためには、医師や看護師など、医療従事者などへの研修は不可欠であるため、医療局内に教育研修センターを新たに設置することとした。

また、患者の重症度や、緊急性に応じ、柔軟な医療に対応する総合診療・感染症センターを新たに設置し、総合診療科、感染症科の新設と、これまで内

科系診療統括部内に配置していた女性専門外来科を総合診療・感染症センターに配置し、3科の連携により診療機能の強化という事実を図ることとしている。

また、肺外科を呼吸器外科に名称変更するとともに、4月から気胸患者を365日、24時間対応し、全例診療する気胸ホットラインを開設するなど、呼吸器の患者に対し、診療機能の充実を図っていく。

なお、今回の改正に併せ、医療安全、感染対策局長、看護局長等については、管理職員となり、管理職員等の範囲を定める規定の改正をするとともに、機構の実態に合わせた職名の追加、削除などについても、所要の改正を行うものである。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

○事務局 一職員給与規定の一部改正について一

(資料7)

管理職手当支給区分表の改正についてであるが、法人組織の改編に伴い、中央病院に新たな職を設置するなど、所要の改正を行うものである。

具体的には、管理職手当支給区分表に医療安全感染対策局長、看護局長、感染対策室統括部長、教育研修センター統括部長、放射線管理幹、連携支援幹を新たに加える。

次に、級別標準職務表の改正についてである。

これは、組織改正に伴い看護局を統括する看護局長を、また地域連携センター統括部長や、放射線技師長を補佐するための職として、連携支援幹、放射線管理幹をそれぞれ新たに設置するものである。

なお、連携支援幹、放射線管理幹は管理職員である。

次に、技労職給料表等の改正についてである。

平成26年に、国や山梨県が給与の総合見直しを実施したことに伴い、技労職給料表などを改正するものである。

具体的には、山梨県の技労職給料表に準じて、給料月額を引下げるとともに昇格時号給対応表等について、所要の改正を行うものである。

施行期日は、平成27年4月1日である。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

○事務局 —職員被服貸与規程の一部改正について—

(資料8)

現在、地域連携センター所属の保健師には、看護師と同様にナースシューズを貸与しているが、業務の内容が看護師とは異なることから、医師や他のコメディカルと同様に白衣、またはケーシー、白ズボンと職種の実態に合わせて貸与品目等を変更するものである。

施行期日は平成27年4月1日となる。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

(4) その他

○事務局 次回の理事会はいつ開催すべきか。

○一同 平成27年6月22日で合意。